

海洋基本法案(仮称)の概要

平成18年12月7日

1. 本法の目的

海洋環境の保全、海洋の開発・利用、海洋の安全の確保等海洋の管理について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、海洋の管理に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2. 海洋政策の基本理念

①海洋環境の保全、②海洋の利用・安全の確保、③持続可能な開発・利用、④科学的知見の充実、⑤海洋産業の健全な発展、⑥海洋の総合的管理、⑦国際的協調

3. 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

それぞれの主体の責務を定める。

4. 施策の策定等に係る指針

海洋の管理に関する施策の策定及び実施について指針を定める。

5. 海洋基本計画

政府は、海洋の管理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めるものとする。

6. 海洋政策担当大臣の設置

内閣総理大臣の命により、海洋政策担当大臣を置き、我が国の総合的な海洋政策を推進する。

7. 総合海洋政策会議の設置

海洋基本計画の策定及び海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針等重要事項を調査審議するため、議長を内閣総理大臣、副議長を海洋政策担当大臣、その他議員を内閣官房長官、内閣総理大臣が指定する国務大臣及び学識経験者等とする総合海洋政策会議(仮称)を設置する。

8. その他

その他、海洋の総合的管理に関する施策を推進するため、所要の規定を整備する。